

秘	
指定	厚生労働省労働基準局監督課長
期	無期限
平成 19 年 3 月 1 日から 平成 29 年 2 月 28 日まで	

基監発第 0301001 号
平成 19 年 3 月 1 日

都道府県労働局労働基準部監督課長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

「労働者派遣法（第 3 章第 4 節関係）に係る監督指導に当たって
留意すべき事項について」の一部改正について

平成 16 年 4 月 1 日付け基監発第 0401004 号「労働者派遣法（第 3 章第 4 節）に係る監督指導に当たって留意すべき事項について」については、昭和 62 年 8 月 18 日付け基発第 494 号「労働者派遣法（第 3 章第 4 節）に係る監督指導について」が、平成 19 年 3 月 1 日付け基発第 0301003 号により一部改正されたこと等に伴い、別表右欄を左欄のとおり改正し、平成 19 年 4 月 1 日から運用することとしたので、了知の上、その取扱いに遺憾なきを期されたい。

改正後	現行
<p style="text-align: right;">基監発第 0401004 号 平成 16 年 4 月 1 日</p> <p style="text-align: right;">改正 基監発第 0301001 号 平成 19 年 3 月 1 日</p> <p>都道府県労働局労働基準部監督課長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省労働基準局監督課長</p> <p>労働者派遣法（第 3 章第 4 節関係）に係る監督指導に当たって留意すべき事項について</p> <p>標記については、昭和 62 年 8 月 18 日付け基発第 494 号「労働者派遣法（第 3 章第 4 節）に係る監督指導について」（以下「局長通達」という。）により、指示されたところであるが、その具体的な実施に当たっては、下記に留意の上、その適切な実施に遺憾なきを期されたい。</p>	<p style="text-align: right;">基監発第 0401004 号 平成 16 年 4 月 1 日</p> <p>都道府県労働局労働基準部監督課長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省労働基準局監督課長</p> <p>労働者派遣法（第 3 章第 4 節関係）に係る監督指導に当たって留意すべき事項について</p> <p>標記については、昭和 62 年 8 月 18 日付け基発第 494 号「労働者派遣法（第 3 章第 4 節）に係る監督指導について」（以下「局長通達」という。）により、指示されたところであるが、その具体的な実施に当たっては、下記に留意の上、その適切な実施に遺憾なきを期されたい。</p>

記

1 監督指導を実施する派遣元事業場について

[Redacted content]

2 派遣元事業場を管轄する労働基準監督署に対する情報提供について

[Redacted content]


3 特例等に係る法違反の措置について

(1) 局長通達の記の1の(2)のイの(ウ)で示されたチェックリストの各事項の判断に当たっては、チェックリストの裏面の具体的判断基準を参考とすること。

[Redacted content]


記

1 局長通達の記の1の(2)のイの(ウ)で示されたチェックリストの各事項の判断に当たっては、チェックリストの裏面の具体的判断基準を参考とすること。



なお、偽装請負等事業者が複数存在する場合であって、請負契約等に係る問題点が同様の形態である場合には、それら事業場をまとめて一つのチェックリストを作成することで差し支えないこと。この場合、各偽装請負等事業者の名称及びその所在地を余白等に明記しておくこと。


(2) 局長通達の記の1の(2)のイの(ウ)で示された需給調整事業担当課室については、各局毎に担当部署等が異なることから、自局の担当部署を確認し、連携を図ること。

(3) 局長通達の記の1の(2)のイの(エ)により照会を行った事案について、を経過しても回答がない場合には、需給調整事業担当課室と必要な連絡調整を図った上で、所要の措置を講ずること。

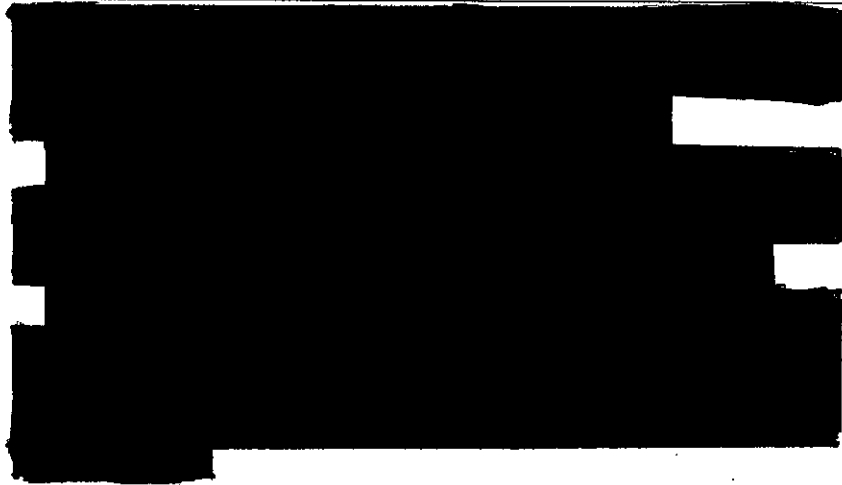
(4) 

また、偽装請負等事業者が複数存在する場合であって、請負契約等に係る問題点が同様の形態である場合には、それら事業場をまとめて一つのチェックリストを作成することで差し支えないこと。この場合、各偽装請負等事業者の名称及びその所在地を余白等に明記しておくこと。

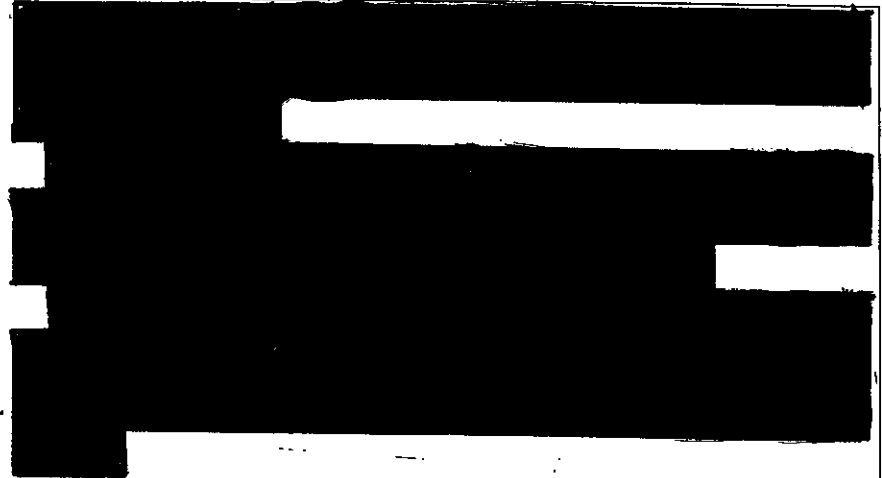
2 局長通達の記の1の(2)のイの(ウ)で示された需給調整事業担当課室については、各局毎に担当部署等が異なることから、自局の担当部署を確認し、連携を図ること。

3 局長通達の記の1の(2)のイの(エ)により照会を行った事案について、を経過しても回答がない場合には、需給調整事業担当課室と必要な連絡調整を図った上で、所要の措置を講ずること。

4 



(指導票参考例)



(指導票参考例)

